

手続名
在宅重度心身障害者手当に係る申請手続

担当課・係（連絡先）

障がい福祉課庶務係（049-251-2711 内線373）

手続説明

・概要
在宅で重度の心身障がい者の経済・精神的負担の軽減を図ることを目的とした手当です。

支給額

・身体障害者手帳1・2級	月額5,000円
・療育手帳マルA・A	月額5,000円
・精神障害者保健福祉手帳1級の方	月額5,000円
・療育手帳Bの方	月額3,000円

・要件
在宅で身体障害者手帳1・2級、療育手帳マルA・A・B、精神障害者保健福祉手帳1級所持者で市町村民税非課税の方。但し、65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方や特別障害者手当受給者、施設入所中の方は受給できません。

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/kenko_fukushi_iryu/05syougaisya/teate/2010-0511-2132-136.html

出張所での取扱い
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い
なし